知多市告示第７６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２第１項の規定に基づき、徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第２項及び知多市予算決算会計規則（平成元年知多市規則第４号）第５２条第２項の規定により告示する。

令和７年４月３日

知多市長　宮　島　壽　男

記

１　委託事務

指定公金事務取扱者並びに指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券に係る販売等管理者として、取扱店に指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券を販売し、知多市一般廃棄物処理手数料（定期収集及び戸別収集）を受取り、指定金融機関へ入金する事務

２　委託期間

令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

３　委託先

愛知県知多市新知字下森１１番地の１

知多市商工会

会長　竹内　栄道

４　指定公金事務取扱者として指定をした日

令和６年４月１日

５　徴収事務の委託をした日

令和７年４月１日